

議案第16号

米原市公告式条例等の一部を改正する条例について

米原市公告式条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年5月6日の米原市役所新庁舎の供用開始に伴い、条例等を掲出する掲示場、人事行政の運営等の状況を公表する閲覧所および一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧および意見書の提出先の場所、ならびに米原市福祉事務所および米原市教育センターの位置を変更するため、この案を提出するものである。

## 米原市公告式条例等の一部を改正する条例

(米原市公告式条例の一部改正)

第1条 米原市公告式条例(平成17年米原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 米原市役所掲示場 米原市米原1016番地
- (2) 米原市役所山東支所掲示場 米原市長岡1206番地

(米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年米原市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 米原市役所 米原市米原1016番地
- (2) 米原市役所山東支所 米原市長岡1206番地

(米原市福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 米原市福祉事務所設置条例(平成17年米原市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「米原市長岡1206番地」を「米原市米原1016番地」に改める。

(米原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第4条 米原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成17年米原市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第4条第1項第1号および第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 米原市役所 米原市米原1016番地

(米原市教育センター条例の一部改正)

第5条 米原市教育センター条例(平成17年米原市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「米原市長岡 1206 番地」を「米原市米原 1016 番地」に改める。

付 則

この条例は、令和3年5月6日から施行する。ただし、第4条中第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

米原市公告式条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（条例の公布） 第2条 略 2 条例は、次に掲げる掲示場に掲出して公布し、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。 <u>（1） 米原市役所掲示場 米原市米原 1016 番地</u> <u>（2） 米原市役所山東支所掲示場 米原市長岡 1206 番地</u></p>	<p>（条例の公布） 第2条 略 2 条例は、次に掲げる掲示場に掲出して公布し、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。 <u>（1） 米原市役所米原庁舎掲示場 米原市下多良三丁目 3 番地</u> <u>（2） 米原市役所山東庁舎掲示場 米原市長岡 1206 番地</u> <u>（3） 米原市役所伊吹庁舎掲示場 米原市春照 490 番地 1</u> <u>（4） 米原市役所近江庁舎掲示場 米原市顔戸 488 番地 3</u></p>	<p>・ 条例等を掲出する掲示場の場所の変更に伴う改正</p>

米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（公表の方法） 第7条 略 2 前項第1号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。 <u>（1） 米原市役所 米原市米原 1016 番地</u> <u>（2） 米原市役所山東支所 米原市長岡 1206 番地</u></p>	<p>（公表の方法） 第7条 略 2 前項第1号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。 <u>（1） 米原市役所米原庁舎</u> <u>（2） 米原市役所山東庁舎</u> <u>（3） 米原市役所伊吹庁舎</u> <u>（4） 米原市役所近江庁舎</u></p>	<p>・ 人事行政の運営等の状況を公表する閲覧所の場所の変更に伴う改正</p>

米原市福祉事務所設置条例新旧対照表（改正理由）（第3条関係）

改正後	現 行	改正理由								
<p>(名称および位置) 第2条 福祉事務所の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 432 909 523"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市福祉事務所</td> <td>米原市米原 1016 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市福祉事務所	米原市米原 1016 番地	<p>(名称および位置) 第2条 福祉事務所の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="974 432 1738 523"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市福祉事務所</td> <td>米原市長岡 1206 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市福祉事務所	米原市長岡 1206 番地	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の位置の変更に伴う改正</li> </ul>
名称	位置									
米原市福祉事務所	米原市米原 1016 番地									
名称	位置									
米原市福祉事務所	米原市長岡 1206 番地									

米原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例新旧対照表（改正理由）（第4条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出および同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果および法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続ならびに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、設置または変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出および同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果および法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続ならびに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、設置または変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律の改正による引用条項の項ずれ</li> <li>法律の改正による引用条項の項ずれ</li> </ul>

<p>を付与することを目的とする。 (縦覧の場所および期間)</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 <u>(1) 米原市役所 米原市米原 1016 番地</u> (2)(3) 略</p> <p>2 略 (意見書の提出先および提出期限)</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 <u>(1) 米原市役所 米原市米原 1016 番地</u> (2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>を付与することを目的とする。 (縦覧の場所および期間)</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 <u>(1) 米原市役所経済環境部</u> (2)(3) 略</p> <p>2 略 (意見書の提出先および提出期限)</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 <u>(1) 米原市役所経済環境部</u> (2) 略</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦覧の場所を位置付けることに伴う改正</li> <li>・ 意見書の提出先の場所を位置付けることに伴う改正</li> </ul>
--	--	---

米原市教育センター条例新旧対照表 (改正理由) (第5条関係)

改正後	現 行	改正理由								
<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、次の教育機関を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="145 1077 904 1173"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市教育センター</td> <td><u>米原市米原 1016 番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市教育センター	<u>米原市米原 1016 番地</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 米原市は、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、次の教育機関を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="974 1077 1733 1173"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市教育センター</td> <td><u>米原市長岡 1206 番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市教育センター	<u>米原市長岡 1206 番地</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育センターの位置の変更に伴う改正</li> </ul>
名称	位置									
米原市教育センター	<u>米原市米原 1016 番地</u>									
名称	位置									
米原市教育センター	<u>米原市長岡 1206 番地</u>									